

○独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）抜すい
（国会への報告等）

附 則 抄

第二条の七 振興会は、毎事業年度、先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○最先端研究開発支援プログラム及び最先端・次世代研究開発支援プログラムのフォローアップ及び評価の運用方針（平成23年7月29日総合科学技術会議決定抜すい）

1. 最先端プログラムを機動的に推進するため、以下の事項については総合科学技術会議最先端研究開発支援推進会議において実施する。

（1）最先端プログラム運用基本方針において定められたフォローアップに係る以下の事項及びこれに基づく必要な改善要求を行うこと。

（略）

② 独立行政法人日本学術振興会からの基金の管理状況等の聴取

○最先端・次世代研究開発支援プログラム運用基本方針（平成22年2月3日総合科学技術会議決定抜すい）

3. プログラムの進め方

（略）

（4）フォローアップ及び評価

① 推進会議は、毎年度、振興会から基金の管理状況について報告を受け、フォローアップを行い、当該内容を総合科学技術会議に報告する。